令和７年度コミュニティ助成事業

実施要綱（団体用）

第１　趣旨

　一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第２　助成事業

１　対象事業

（１）一般コミュニティ助成事業

　　住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

（２）コミュニティセンター助成事業

　　住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

２　前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。

（１）宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。

（２）国の補助金及び地方債を充当していないもの。

（３）令和７年４月１日以降に実施し、翌年３月３１日までに完了するもの。

（４）原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備で無いもの。

第３　助成対象団体

　自治会等のコミュニティ組織

　※１団体あたり、申請は１件に限るものとする。

第４　助成金

１　一般コミュニティ助成事業

　　１００万円～２５０万円まで

２　コミュニティセンター助成事業

　　対象となる事業費の５分の３以内に相当する額。ただし、２，０００万円まで。

※助成金は、１件につき１０万円単位（１０万円未満を切り捨て）とする。

第５　助成対象経費

１　助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、申請団体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

２　次のものは助成対象外の経費とする。

（１）土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。

（２）ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な

　　備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第６　宝くじの社会貢献広報

１　宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

２　町広報誌にて、「宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うものとする。

第７　助成の申請手続

　申請団体の長は助成申請書（別記様式第１号）の他必要書類を、町に提出するものとする。

第８　助成の決定

１　自治総合センターが審査し、交付決定するものとする。

２　１により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第９　事業内容の変更

　助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、変更申請書（別記様式第４号）を提出し、事業実施前に（一財）自治総合センターよりその承認を受けるものとする。

第１０　事業完了の報告

１　事業完了後１カ月以内及び令和８年３月３１日までに実績報告書（別記様式第３号）を作成し、必要書類を完備のうえ、すみやかに提出するものとする。